



# 鶴見区自治連合会 5 月定例会 次第

日 時 令和 6 年 5 月 17 日（金）  
午後 2 時  
会 場 鶴見区役所 8 号会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

鶴見区自治連合会会長

宮野 昌夫

鶴見区長

渋谷 治雄

## 3 横浜市町内会連合会 5 月定例会結果報告

## 4 鶴見区自治連合会関係議題

## 5 鶴見区自治連合会定例会の日程について

### (1) 日 程

6 月定例会 令和 6 年 6 月 19 日（水）午後 2 時から

7 月定例会 令和 6 年 7 月 19 日（金）午後 2 時から

### (2) 場 所

鶴見区役所 6 階 8 号会議室

## 6 閉 会

### 鶴見区自治連合会として参加した主な行事（4 月 1 日～4 月 30 日）

- ・ 4 月 10 日 横浜市町内会連合会 4 月定例会
- ・ 4 月 15 日 横浜市青少年指導員委嘱式
- ・ 4 月 25 日 消防団意見交換会
- ・ 4 月 29 日 鶴見神社 鶴見の田祭り

・ ・ ・ 横浜市町内会連合会 5 月定例会結果報告 ・ ・ ・

1. GREEN×EXPO 2027 地域説明会の開催について  
◎説明者 鶴見区役所 藤田 区政推進課長 資料No. 1
2. エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）について  
◎説明者 鶴見区役所 藤田 区政推進課長 資料No. 2
3. 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画  
（よこはまポジティブエイジング計画）の策定について  
◎説明者 鶴見区役所 高橋 高齢・障害支援課長 資料No. 3
4. 第5期横浜市地域福祉保健計画の策定報告について  
◎説明者 鶴見区役所 藤牧 福祉保健課長 資料No. 4
5. 第5期鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）の策定について  
（市連会議題に関連する関係議題）  
◎説明者 鶴見区役所 藤牧 福祉保健課長 資料No. 5
6. 自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について  
◎説明者 鶴見区役所 中島 地域振興課長 資料No. 6
7. よこはま防災 e-パークのリニューアルについて  
◎説明者 鶴見消防署 岸 総務・予防課担当課長兼予防係長 資料No. 7
8. 地域防災活動支援に向けた研修について  
◎説明者 総務局地域防災課 森崎係長 資料No. 8

・ ・ ・ 鶴見区自治連合会関係議題 ・ ・ ・

9. 家具転倒防止対策助成事業について  
◎説明者 総務局地域防災課 森崎係長 資料No. 9
10. 感震ブレーカー等設置推進事業について  
◎説明者 総務局地域防災課 森崎係長 資料No.10
11. 令和6年度新規家庭防災員研修について  
◎説明者 鶴見消防署 岸 総務・予防課担当課長兼予防係長 資料No.11
12. 区連会への会費・募金等依頼について  
◎説明者 鶴見区社会福祉協議会 高橋事務局長 資料No.12

13. 令和6年度 鶴見区運営方針の策定について  
 ◎説明者 鶴見区役所 藤田 区政推進課長 資料No.13
14. 令和6年度 地区連合会長意見交換会の開催について  
 ◎説明者 鶴見区役所 藤田 区政推進課長 資料No.14
15. 令和6年度 鶴見区民生委員児童委員協議会 全体研修について  
 ◎説明者 鶴見区役所 藤牧 福祉保健課長 資料No.15
16. 緊急時情報一斉伝達システム連絡先登録・変更及びテスト送信の実施について  
 ◎説明者 鶴見区役所 勝倉 危機管理・地域防災担当係長 資料No.16
17. 国民健康保険特定健診の受診率向上の取組みについて  
 ◎説明者 鶴見区役所 鈴木 保険年金課長 資料No.17
18. 第1回鶴見区発災時のペット対策勉強会の開催について  
 ◎説明者 鶴見区役所 内田 生活衛生課長 資料No.18
19. 令和6年度「二輪車交通事故防止強化月間・暴走族追放強化月間」について  
 ◎説明者 鶴見区役所 中島 地域振興課長 資料No.19
20. 資料提供  
 鶴見区内火災・救急状況（速報）…………… 鶴見消防署  
 鶴見警察署管内犯罪・交通事故発生状況…………… 鶴見警察署

## 自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート

お答えいただきましたか？



自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケート

区 自治会町内会名

※地区連合の区域で所属しない場合は、地区連合会名をご記入ください。

【デジタル関連】  
 (1) 取り組んでいるものにチェックしてください。

① 上記の会館を有効に活用  ② 自治会町内会ホームページ開設  ③ 自治会町内会SNS開設

④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入） →

⑤ WEB会議の導入  ⑥ 会議資料もデータで共有

⋮

(アンケートイメージ)

- ◆3月にご依頼し、すでに約500団体が回答（期限：6/28（金）まで）
- ◆自治会町内会活動支援の重要な調査です。
- ◆対象：自治会町内会、地区連合町内会

全6問 3分ほど。インターネットで回答可能

◆詳しくは、横浜市 Web ページまで

[横浜市 自治会町内会調査](#) [検索](#)

ご協力をよろしくお願いたします。

担当：市民局地域活動推進課 電話：045-671-2317



【ネット回答 こちら】

## 「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について【情報提供】

「GREEN×EXPO 2027」に係る意見書を令和 6 年 3 月 29 日に横浜市町内会連合会から市長へいただきました。これをふまえ、次のとおり「GREEN×EXPO 2027」の意義や概要をお伝えし、さらなる幅広い理解促進、機運醸成につなげるため、自治会町内会や公園愛護会等、地域活動にご尽力いただいている皆様を対象とした説明会を各区で開催します。

### 1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 ご承知おきください。

※ 開催日程等については当局が各区と調整します。

※ 区ごとの地域説明会の詳細が確定しましたら、市から地区連長および単位会長に対してご案内いたします。

### 2 開催概要

#### (1) 対象

単位自治会・町内会、公園愛護会、水辺愛護会、ハマロードサポーター、環境事業推進委員、横浜の森づくり活動団体 等

#### (2) 会場

公会堂、区民文化センターなど（約 300～400 名程度のキャパシティ）

#### (3) 説明者

横浜市長 山中 竹春

#### (4) 時期

5 月下旬～8 月末までに順次開催を予定

#### (5) 時間

1 時間程度

#### 鶴見区開催概要

日時：8 月 2 日（金） 14 時～15 時

場所：サルビアホール 4 階ホール

詳細については 6 月区連会にて依頼予定

### 3 進行イメージ（詳細は調整中）

	内 容	時 間
冒頭	司会から進行事項の説明	5 分
	山中市長による説明	40 分
	意見交換	15 分
むすび	市長挨拶 等	5 分

#### <参考：「GREEN×EXPO 2027」の概要>

■名 称：2027 年国際園芸博覧会

■会 場：旧上瀬谷通信施設（横浜市瀬谷区・旭区）

■開催期間：2027 年 3 月 19 日（金）～2027 年 9 月 26 日（日）

■ク ラ ス：A1（最上位クラス・BIE 認定・AIPH の承認）

■参加者数：1,500 万人（ICT 活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）  
（有料来場者数：1,000 万人以上）

## エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第 2 弾）について【掲示依頼】

### 1 事業の趣旨

横浜市では、令和 6 年 6 月から、家計負担の軽減と CO<sub>2</sub> 排出量の削減、脱炭素ライフスタイルへの転換のきっかけづくりのため、市内の登録店舗で、対象となるエコ家電をご購入いただいた市民の皆様を対象に、ポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第 2 弾）」を実施いたします。

つきましては、別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出いただき、市民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示についてご協力をお願いします。（可能な限り、令和 6 年 12 月 26 日（木）まで掲出いただきますよう、ご協力お願いいたします。）

### 3 キャンペーン概要

実施時期	令和 6 年 6 月 6 日（木）～令和 6 年 12 月 26 日（木） ※予算上限に達し次第早期終了 ※上記期間内に購入、設置、申請いただいたものが対象
対象製品	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED 照明器具
登録店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請または郵送申請
還元内容	本体購入価格（税抜）の 20%（上限 3 万円）分を、 各種キャッシュレスポイントに交換できる「エコハマ Pay」ポイント または商品券で還元

★登録店舗など詳細な情報は、キャンペーンサイトへ

<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>



エコハマ

### 4 お問い合わせ先

#### キャンペーンの内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、5/13（月）開設、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

#### 掲示板への掲出に関すること

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：671-2661）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局  
脱炭素ライフスタイル推進課 担当 東田・安室  
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838  
メール da-ecohama@city.yokohama.jp

横浜市民限定

# エコハマ

第2弾

横浜市 **エコ家電** 応援キャンペーン

節電効果の大きいエコ家電

本体購入価格(税抜)の**20%**(1台あたり  
上限3万円)分を還元!

キャンペーン  
期間

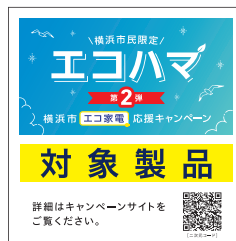
2024年**6月6日(木)**…2024年**12月26日(木)**

※キャンペーン期間内に購入・設置・申請した場合に還元対象となります。 ※申請先着順で還元し、予算上限に達し次第、早期終了  
※最終日(早期終了時は終了日)の申請は抽選での還元となる場合があります。 ※郵送申請は最終日(早期終了時は終了日)の消印有効

## 対象製品

下記の要件に該当する製品のうち、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている製品が対象です。  
キャンペーンサイトの「対象製品一覧」や店頭で、購入前に必ずご確認ください。

エアコン	冷蔵庫 (450L以下の冷蔵庫含む)	LED照明器具 (電球は対象外)
統一省エネラベル省エネ性能		
☆☆☆☆☆ 2.4以上 (目標年度2027)	☆☆☆☆☆ 【451L以上】3.0以上 ☆☆☆☆☆ 【450L以下】2.0以上	☆☆☆☆☆ 4.0以上



店頭では  
このラベルが  
目印!

※申請はお1人様  
エアコン・冷蔵庫は各1台、  
LED照明器具は2台まで。

## キャンペーン対象者

キャンペーン期間内に登録店舗※で対象製品を購入し、市内の自宅に設置した後に申請した横浜市民の皆様

※本キャンペーン対象店舗としてご登録いただいた、市内の家電取扱店舗です。キャンペーンサイトの「登録店舗一覧」をご覧ください。

## 還元方法

各種キャッシュレスポイントに交換できる「エコハマPay」ポイント または 商品券※  
(バニラVisaギフトカード)

※郵送での申請は、商品券での還元となります。※商品券をご選択いただいた場合、ポイント還元額が500円分以上1,000円分未満の場合は、一律500円分のQUOカードにて還元いたします。ポイント還元額が500円分未満となる申請は無効となります。※バニラVisaギフトカードは、VISAマークのある店舗やオンラインショッピングで使用できるプリペイドカードです。

## 申請方法

キャンペーンサイトからオンライン申請 または 郵送申請※

申請には対象製品購入時にお渡しする「申請チケット」やレシート、製品保証書、本人確認書類、LED照明器具の場合は設置前後の写真などが必要です。詳細はキャンペーンサイトなどでご確認ください。 ※郵送用の「申請用紙」はキャンペーンサイトまたはご購入店舗にて入手可能

お問い合わせ

お客様専用  
コールセンター

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾)

**TEL.045-900-4830**

[受付時間] 10:00~18:00(土・日・祝、年末年始含む) ※おかけ間違いにご注意ください。  
[開設期間] 2024年5月13日(月)~2025年2月24日(月)まで

登録店舗・対象製品など、  
詳しくはキャンペーンサイトへ

エコハマ

<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>



[二次元コード]

## 第 9 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画) の策定について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

令和 6 年度から始まる「第 9 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画)」を策定しました。

多くの市民の皆様には本市の施策・事業を知ってもらえるよう「計画概要版」「パンフレット」を、市役所、区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等で配布しています。

また、市役所、区役所、駅、公共交通機関等にて、広報動画を放映しています。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 よこはまポジティブエイジング計画の概要

本計画では、高齢者の皆様が歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して、

○自分らしい暮らしの実現に向けて (情報発信や利便性向上)

○いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

(介護予防・健康づくり、社会参加や生活支援の推進)

○在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

(介護サービスの充実や医療と介護の連携強化)

○ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して (高齢者の施設や住まいの整備)

○安心の介護を提供するために (介護人材の確保・定着や介護現場の業務改善)

○安定した介護保険制度の運営に向けて (介護サービスの適正化・質の向上)

○認知症施策の推進 (認知症の人や家族への支援)

など、様々な施策に取り組んでいます。

### 4 参考

「計画概要版」「パンフレット」等については、市ウェブサイトで閲覧が可能です。

【横浜市ウェブサイト】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/9kikeikaku.html>



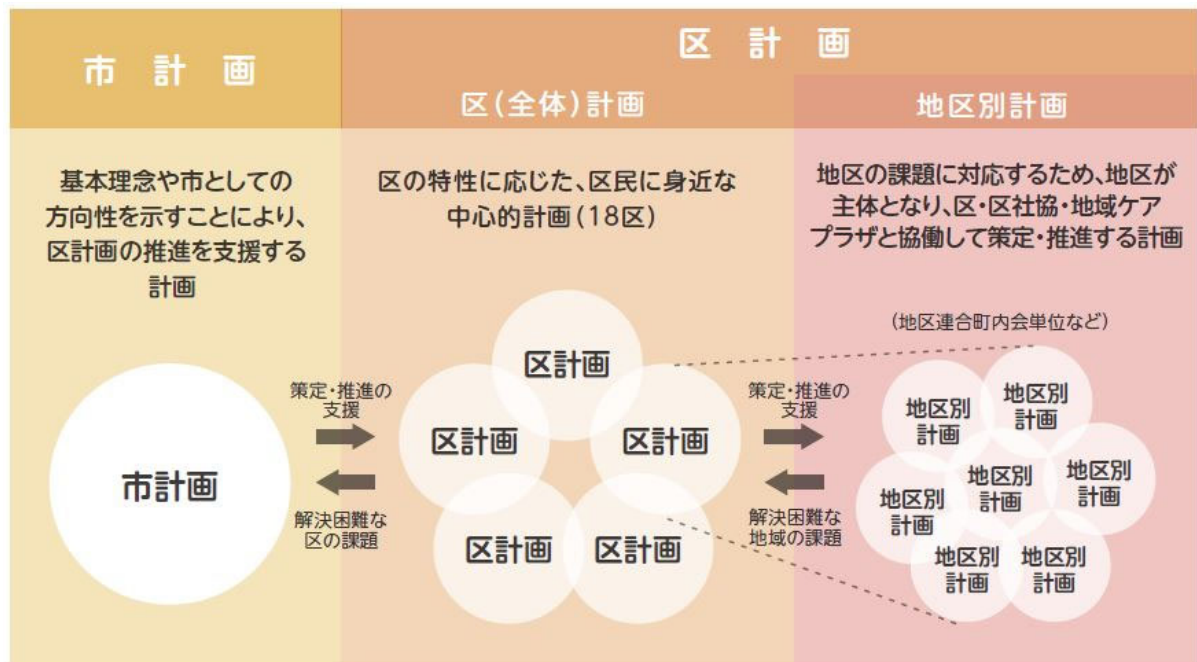
健康福祉局高齢健康福祉課  
担当 郷原、武井、磯部  
電話 045-671-3412 / FAX 045-550-3613  
メール kf-keikaku@city.yokohama.jp

## 第5期横浜市地域福祉保健計画の策定報告について

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度を計画期間とする第5期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）（以下、「第5期市計画」という。）について、確定しましたので御報告します。

### 1 横浜市の地域福祉保健計画について

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画、地区別計画で構成しています。



今後各区では、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度を計画期間とする第5期区地域福祉保健計画の策定に、今年度、来年度の2か年で取り組んでまいります。

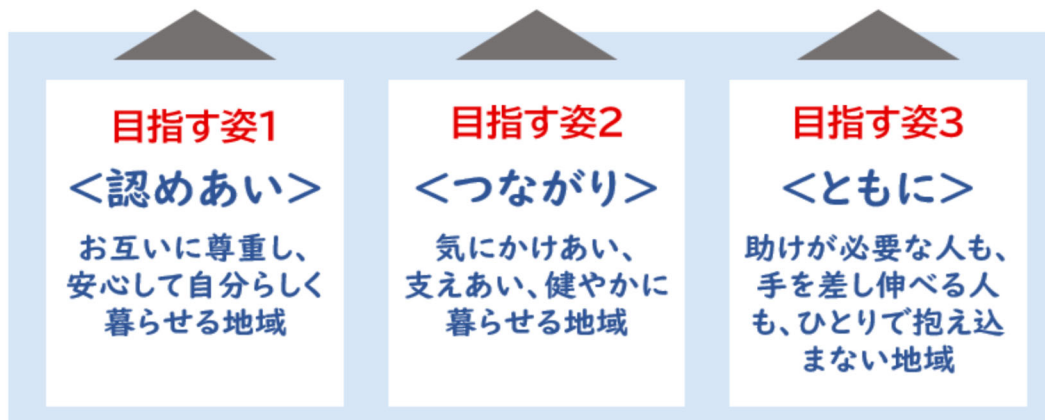
それぞれの地域の状況に応じた地域福祉保健の取組が進むよう、協働で計画を策定・推進していきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。



## 2 第5期市計画の全体像

**<基本理念>** ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる  
「よこはま」をみんなで作ろう



**<推進のための取組>**

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

## 3 第5期市計画を広く周知するための工夫

### (1) 事例を多く盛り込んだ冊子

社会情勢を鑑みたテーマや市内の取組などの事例を紹介しています。

地域の先進的な取組や関連する市の施策など幅広く取り上げ、写真や図表を一緒に掲載することで、計画を具体的にイメージしやすくなる内容になっています。

### (2) マンガ入りで分かりやすい概要版

計画の考え方をイメージしやすくするため、マンガを盛り込むなど分かりやすい概要版を作成しています。

なお、冊子及び概要版は、区役所広報相談係、区役所福祉保健課、各区社協、地域ケアプラザ等でご覧いただけます。

### (3) 外国語版等も作成

より多くの人に読んでいただけるよう英語、中国語、韓国語の3つの言語に翻訳した概要版も作成しました。外国語版は市ホームページに掲載します。また今後は点字版の作成も予定しています。

## 4 添付資料

資料1 第5期横浜市地域福祉保健計画 概要版

資料2 第5期横浜市地域福祉保健計画 冊子

### 第5期鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）の策定について

横浜市では、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的とし、地域福祉保健計画を策定・推進しています。鶴見区においては、区地域福祉保健計画の愛称を「鶴見・あいねっと」とし、「あいねっと」を合言葉に活動を推進しています。令和6年から令和7年度の2年間をかけた、第5期鶴見・あいねっと（鶴見区地域福祉保健計画）の策定を地域の皆さまとともに進めていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

#### 1 第5期鶴見・あいねっとの計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
《参考》 市計画	第4期 (R1～5)		第5期 (R6～10)						第6期 (R11～)	
区・地区別 計画	第4期 (R3～7)				第5期 (R8～12)					

#### 2 市計画・区計画・地区別計画の位置づけ

	市計画	区計画	
		区(全体)計画	地区別計画
位置づけ	基本理念と方向性を提示し、区（全体）計画の推進を支援する計画	区(全体)計画 区(全体)計画 区(全体)計画 区(全体)計画	地区別計画 地区の課題に対応するため、地域が主体となり、関係団体・機関と協働して策定・推進する計画

#### 3 地区別計画の策定

地区別計画とは、概ね連合町内会単位に目標を立てて、「できることから一歩ずつ進めていこう」と、取り組んでいく活動をまとめたものです。

次期の地区別計画についても、それぞれの地区の実情に応じた計画を、地域の皆さまとともに策定していきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

日頃地域で行われている福祉保健活動や生活している中で気になることなどについて、第4期の期間を振り返り、次の5年間に目指すことを地区別支援チーム（区役所、区社協、地域ケアプラザ等で構成）とともに、地域の方々と話し合いながら検討を進めていきます。

## 自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

### 1 趣旨

3月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシについて、新たな情報を追記しましたので改めて配布させていただきます。

(変更点は「3 チラシについて」のとおりです。)

引き続き、補助金の活用についてご検討ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。  
定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 チラシについて

別添のとおり

(2月配付時からの変更点：

- ①補助対象となる会館の拡大：マンションなどの集会所も対象とする旨の追加【表面】
- ②設備導入にあたって建築士のアドバイザー派遣 問合せ先の追加【裏面】

### 【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具 ※1	2/3	60万円
省エネエアコン	2/3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2/3	200万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限り)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

### 【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社 (事務委託先)

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp



# 自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象  
製品

## LED照明器具



補助上限額

**60万円**

省エネ性能

★★★★☆4.0

- 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合  
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの  
交換も対象  
(トップランナー基準達成製品)

対象  
製品

## エアコン



補助上限額

**130万円**

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能  
★2.4 つ以上

業務用

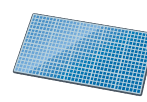
トップランナー基準達成製品

対象  
製品

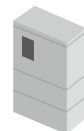
## 断熱窓など



断熱窓



太陽光  
発電設備



蓄電池

補助上限額

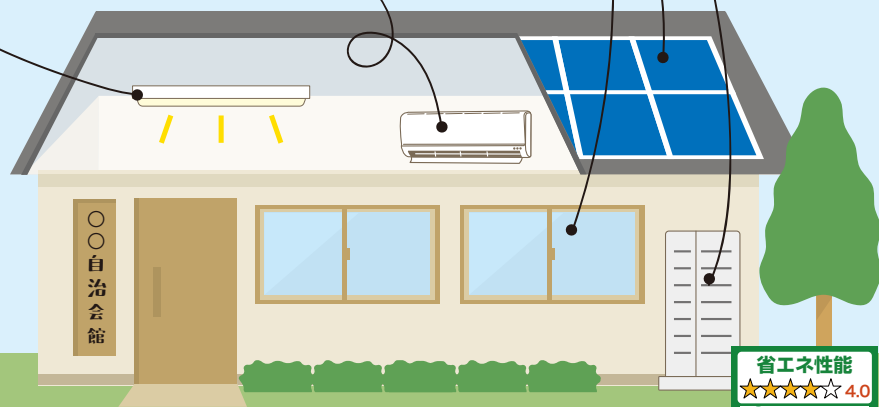
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等  
の詳細は「**募集案内**」をご確認  
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したものの。  
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点として  
している町内会等も補助対象となる場合があります。  
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

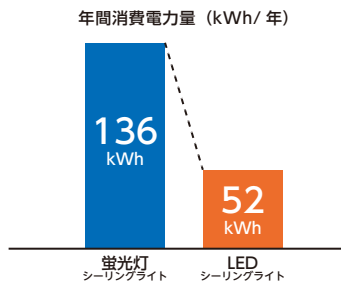
令和 **6年9月30日** 月 まで

令和6年12月までの整備が対象

# 導入効果

## LED 照明器具

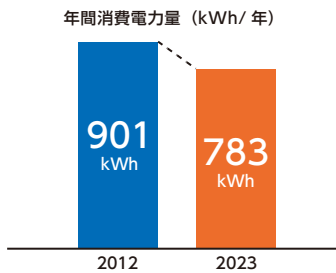
年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
約 **38kg 削減!**  
年間電気代  
約 **2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）  
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## エアコン

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
約 **53kg 削減!**  
年間電気代  
約 **3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）  
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## 断熱窓

冷暖房費削減効果  
（施工前との比較）  
年間 CO<sub>2</sub>排出量  
約 **340kg 削減!**  
年間電気代  
約 **23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる  
※窓体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出  
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

# 手続きの流れ

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法：  
Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）  
申請期限：  
令和6年9月30日（月）  
なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和6年12月27日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

## お問合せ（申請方法等）

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール [yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp](mailto:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp)

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

## アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。相談・訪問にかかる料金は無料です。

お問合せ先 **横浜市建築士事務所協会**

電話 **045-662-2711**

受付時間

平日 9:00 ~ 12:00/  
13:00 ~ 16:30

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

## よこはま防災 e-パークのリニューアルについて【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

いつでも、どこでも、オンラインで身近に防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」を令和5年4月に開設し、運用しています。

この度、更なる利便性の向上のため、利用者の方の声を踏まえ、システムの機能改善や動画制作など、ウェブサイトのリニューアルを行い、令和6年4月16日（火）から市民の皆様の利用を開始しています。

つきましては、別添チラシを活用し、自治会町内会の皆様へお知らせいただくようお願いいたします。

#### よこはま防災 e-パークとは？

70 本以上の動画やミニテストなど、充実したデジタル教材を揃え、火災、救急、地震、風水害など、いざという時に備える幅広い防災の知識を学ぶことができるウェブサイトです。



よこはま防災 e-パーク  
二次元コード



よこはま防災 e-パークトップ画面  
(スマートフォン)

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてチラシを送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 リニューアルの主な内容

#### (1) 機能・デザイン

ア 年代や学びたい内容など、簡単な質問に答えることで、利用者が学びたい学習コースを見つけることが可能になりました。

イ 写真やイラストを使用し、分かりやすく、より見やすいデザインに変更しました。

ウ 未就学児、小学生の学習コースでは、消防車等の写真が入ったデザインや月ごとに違うデザインの修了証の発行が可能になりました。

#### (2) 動画・コンテンツ

要点をまとめた短編動画を新たに掲載し、時間がない方でも気軽に学ぶことができる学習コースを作成しました。

### (3) 新たな学習コース

#### ア 3分シリーズ（一般の方向け）

1本3分の動画により、防災の基本的な知識を簡単に学べるコースを構築

#### イ 子育て世代コース

子どもの命を守る視点で親子で楽しみながら防災対策やケガの予防対策などの予防救急について学べるコースを構築

#### ウ 住宅防災診断

ご家庭における防火・防災の取組状況を診断し、点数化するほか、診断結果を確認できるコンテンツを構築

※ リニューアル内容の詳細につきましては、別添チラシをご参照ください。

## 4 その他

よこはま防災 e-パークをさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の皆様にアンケートをお願いしています。ウェブサイト上からアンケートに回答いただけますので、御協力をお願いいたします。

## 5 お問い合わせ先

鶴見消防署 総務・予防課 予防係

担当 岸、島田

電話/FAX 045-503-0119

メール sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.lg.jp



いつでも・どこでも  
身近に防災を学ぼう

# e-パーク

よこはま防災



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオールインワンで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局  
YOKOHAMA FIRE BUREAU

よこはま防災 e-パーク

だれでも、かんたんにアクセスできます。



## 3分シリーズ



3分シリーズ

1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



## 子育て世代コース



子育て世代

こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

## こどもコース



こども

未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

## WEB研修コース



WEB研修

防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

## 住宅防災診断コース



住宅防災診断

お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

## 事業所コース



事業所

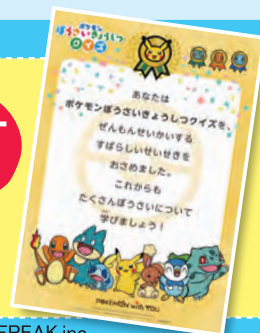
防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに\挑戦/  
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET  
しよう!



## 地域防災活動の支援に向けた研修のご案内【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに2つの研修をご案内します。

①横浜市の防災対策や地域防災活動の事例を WEB 研修で学ぶ「よこはま防災研修<基礎編>」

②地震火災や風水害の備え等、地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する「よこはま防災研修<支援編>」

① 「よこはま防災研修<基礎編>」については今年度から全編 WEB での受講となりましたので、いつでもどこでも気軽に受講することができます。地域防災力の強化につながりますので、②「よこはま防災研修<支援編>」と合わせ、受講の周知をお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

### 3 研修の概要

#### (1) 内容

①「よこはま防災研修<基礎編>」

今年度からは横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学び、地域の防災の担い手の育成や地域の防災・減災活動を推進する内容となっています。

②「よこはま防災研修<支援編>」

地域にアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

地域の方と話し合いながら、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修を実施します。

#### (2) 期間

①「よこはま防災研修<基礎編>」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

令和6年6月から令和7年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

#### 4 ご参加いただける方

##### ①「よこはま防災研修<基礎編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご参加いただけます。

##### ②「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員

#### 5 お申込みについて

【申込方法】以下の、URL やQR コードから申し込みいただけます。

##### ①よこはま防災研修<基礎編>

URL : <https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

QR コード :



##### ②よこはま防災研修<支援編>

URL : <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

QR コード :



##### 【申込期限】①「よこはま防災研修<基礎編>」

通年

##### ②「よこはま防災研修<支援編>」

令和6年6月から10月末まで

総務局地域防災課  
担当 佐久間、佐渡  
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677  
メール so-chiikibousai@city.yokohama.jp

# 令和6年 よこはま防災研修〈基礎編〉のご案内

「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会・町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域の防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今年度から集合型研修を廃止し、横浜市消防局が運用している「よこはま防災e-パーク」内で学ぶWEB研修となっています。

※昨年度の防災・減災推進研修〈基礎編〉から名称が変更となりました。

## 1 対象者

どなたでも受講することができます。

## 2 研修内容

次の4つのコンテンツから構成されています。

- ・日頃の備え（自助・共助・公助、自宅の備え、マンションの防災対策）
- ・風水害の備え（マイ・タイムラインの作成支援等）
- ・町の防災訓練（町の防災組織の取り組み）
- ・災害時の避難（新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難、在宅避難）

## 3 研修期間

「よこはま防災e-パーク」内で24時間受講可能です。

※11月以降にステップアップ編（旧応用編）及び事例発表会を開催する予定のため、早めの受講をオススメします。

## 4 研修受講方法

「よこはま防災e-パーク」の【WEB研修】に入ってください、自由閲覧内にある【よこはま防災研修】において各コンテンツを受講できます。受講後、修了証の発行を希望される場合は、新規登録をして受講いただくことで発行可能となります。

下記のURL、検索またはQRコードから指定のサイトにアクセスいただけます。

<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>



## 5 お問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡  
電話：045-671-3456

# 令和6年 よこはま防災研修＜支援編＞のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。

## 1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・・・・・・1地域につき、1日1時間半～2時間程度（ワークを希望する場合は3時間程度）
- (3) 受付・・・・・・・・令和6年6月から10月末まで
- (4) 日時・・・・・・・・日程については地域の御担当者様と調整させていただきます。
- (5) 場所・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますので、研修場所の確保をお願いします。

## 2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分
研修プログラム（自由選択）※最大3つまで	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成等）	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握等）	60分

## 3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができること
- 研修実施場所を確保することができること

## 4 お申し込み方法・お問い合わせ

横浜市電子申請システムで必要事項を入力の上、研修希望日の2か月前までお申し込みください。



横浜市電子申請・届出システム

もしくは



## 5 研修受講の決定

研修受講の決定は、アドバイザーから直接申請者宛に御連絡いたします。その際に研修内容等の調整をさせていただきます。なお、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整させていただくことがあります。

希望する地域が多数の場合、調整により今年度の派遣ができない場合もありますので予め御了承ください。

## 6 問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡  
電話：045-671-3456



いつでも・どこでも  
身近に防災を学ぼう

# e-防パーク



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオールインワンで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局  
YOKOHAMA FIRE BUREAU

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

### 3分シリーズ



1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



### 子育て世代コース



こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

### こどもコース



未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

### WEB研修コース



防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

### 住宅防災診断コース



お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

### 事業所コース



防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに\挑戦/  
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET  
しよう!



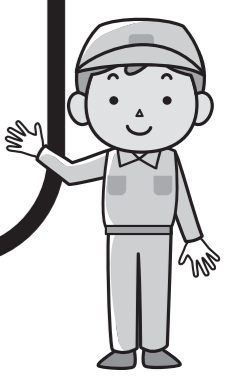
令和6年度  
年間  
500件

## 横浜市からのお知らせ

# 家具転倒防止器具の 取付けを代行します！



申込期間 令和6年6月1日～令和7年1月31日  
\*必着



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和6年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため  
転倒防止器具の取付けを無料代行します。  
(器具代は申請者のご負担となります。)

### 対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
  - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
  - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
  - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
  - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

### 注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。(3つ目以降は御相談ください。)
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。
- ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話 045-662-2711

FAX 045-662-8981

必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2 3 1-8 7 9 0  
0 0 3



横浜市中央区北仲通四丁目40  
商工中金横浜ビル5階  
一般社団法人  
横浜市建築士事務所協会  
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープで「ニ」をしっかりと止めてください。



## 申込方法

### 郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。  
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

### 電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策 **検索**

●電子申請QRコード



### 申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時(12時～13時を除く)

※夏季休暇及び年末年始を除く。

### 取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

#### 申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

#### 利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

#### 訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

#### 調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

#### 取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



## 家具転倒防止器具取付申請書

(申請先) 横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	____人(下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください) 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	〒_____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 (どちらかに○をつけてください)

#### 【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。(後日、電話で日時調整します。)
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。3つ以上ご希望の場合は、御相談ください。

#### 【同意事項】

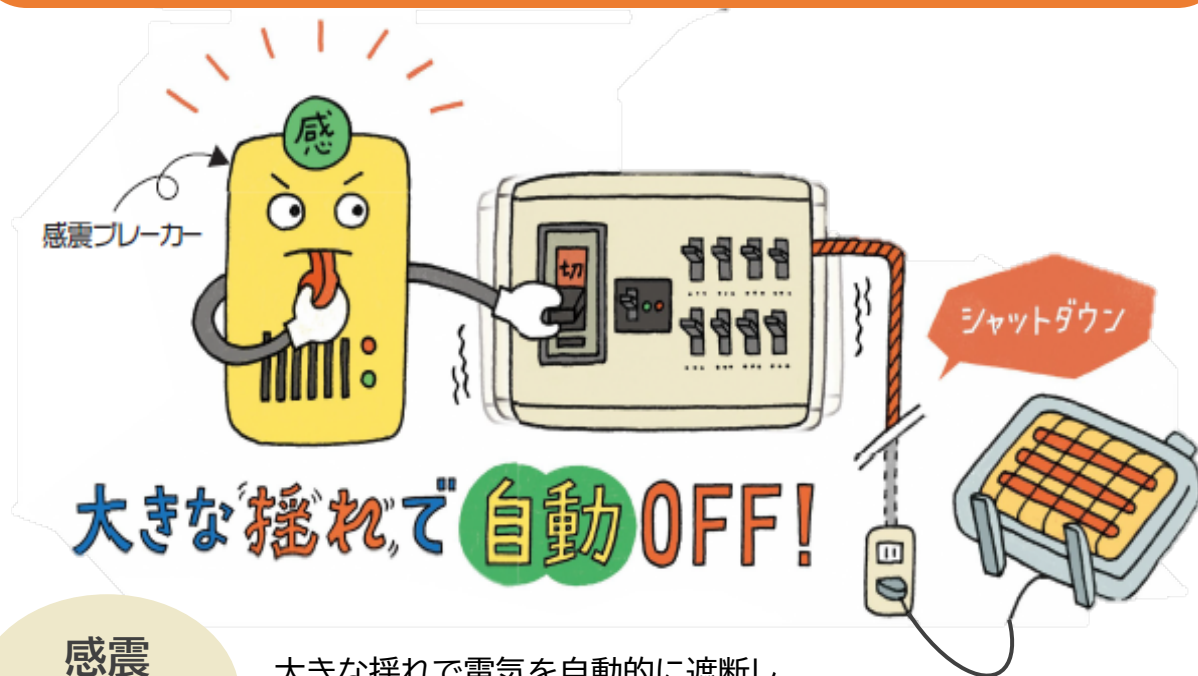
- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

最大  
1/2  
補助

\\ 横浜市からお知らせ //

# 地震火災防止のために 感震ブレーカーを設置しましょう



感震  
ブレーカー  
とは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、  
地震火災の多くの原因と言われている  
「電気出火」を防ぐ効果が大きい器具です。

## 対象地域を 市内全域に拡大

先着6,000件

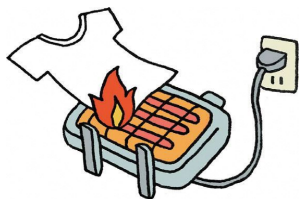
感震ブレーカー「簡易タイプ」の購入を  
最大1/2補助します！

2ページでご確認！

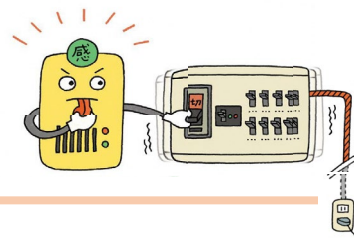
申請期間 令和6年6月1日～令和6年12月27日(必着)

# 申請について

申請期間	令和6年6月1日～令和6年12月27日必着
対象団体	横浜市内の自治会・町内会・マンション管理組合
補助要件	加入世帯の <u>10世帯以上</u> へ、補助対象製品を購入・設置すること
補助率	最大1/2（上限額：器具1個当たり2,000円補助、千円未満端数は切捨て） 例：1個3,000円×150個×消費税=495,000円 495,000円×1/2=247,500円（端数切捨て） → 補助金額247,000円 （器具1個当たり2,000円の上限内であれば、器具購入費の他に設置費も補助します。）
補助件数	<b>6,000個</b> （先着順）
対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」（次ページ記載の <b>11器具</b> ）
申請方法	本ご案内付属の「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、申請先へ郵送してください。（ <u>郵送代はご負担いただきます</u> ）
相談申請先 （横浜市が運営を委託しています）	株式会社長寿乃里 感震ブレーカー設置補助受付担当 〒220-0012 横浜市西区みなとみらい3-6-3 MMパークビル12F 電話：045-900-4188



地震火災の  
6割以上は  
「電気」が原因

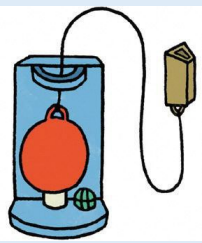


地震火災の  
発生を抑えるのに、  
「感震ブレーカー」  
が役立ちます。

## 注意事項

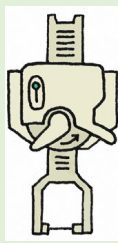
- 本補助事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。これが適正に履行されない場合は、補助金を返還していただくことがございます。
- 過去に感震ブレーカーの補助金申請をしたことがある自治会町内会でも、これまでの申請個数が、自治会町内会加入世帯数を満たしていなければお申し込みできません。  
（※ただし、過去に横浜市の感震ブレーカーに関する補助や助成事業を利用し、器具の購入や取付けを行った世帯が自治会町内会やマンション管理組合の補助金を利用することは認められません。ご注意ください。）
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

## おもり式



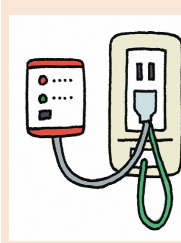
揺れを感知するとおもり玉が落下し、ブレーカーのスイッチを落とします。

## バネ式/電池式



揺れを感知するとバネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします。

## コンセント差込式



コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します。

ご案内の補助対象器具は、すべての分電盤に対応可能ではありません。分電盤の種類によって設置が困難なことがあります。判断が難しい場合は、各メーカーにお問い合わせください。

	商品名	メーカー名	取付方法	参考
おもり式	スイッチ断ボールⅢ	(株)エヌ・アイ・ピー	付属の両面テープで分電盤に取付	
	“光る”おもり君	(株)ブルーウッド	付属の両面テープで分電盤に取付	
バネ式／電池式	ヤモリ	(株)リンテック21	付属の両面テープで分電盤に取付	
	ヤモリ de セット		本体と作動部を付属の両面テープで壁と分電盤に取付	
	パワーヤモリセット			
	ピオマ	(株)生方製作所	壁に本体を、作動部を分電盤に付属のビス又は両面テープで取付	
コンセント差込式	震太郎	大和電器(株)	アース付きコンセントに取付	
	地震みはりロボ	(株)サルバ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	KI感震センサー	ケー・アイ技術(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	一発遮断	多摩岡産業(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	瞬断	(株)エコミナミ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	

商品の詳細や取付の可否については、横浜市HPもご利用ください  
「横浜市 感震ブレーカーHP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



横浜市HP

1 購入製品/ 数量決定	自治会・町内会で購入製品と購入数のとりまとめをしてください。
2 見積依頼/ 購入額決定	購入金額が100万円以上（消費税込）の場合は、市内業者2社以上の見積書を比較して、購入額を決定してください。
3 申請/ 交付可否決定	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本紙付属の「補助金交付申請書」を下記【申請窓口】へ郵送してください。</li><li>● 申請内容をもとに、横浜市が交付可否を決定します。</li><li>● 交付決定後、「補助金交付決定通知書」「補助金交付請求書」「実績報告書」を郵送でお届けします。</li></ul>
4 請求書の提出 補助金の入金	「補助金交付請求書」を【申請窓口】へ郵送してください。 請求書の確認後、1か月半～2か月程度で申請口座へ入金されます。
5 購入・支払 設置	補助金の入金確認から、 <u>1か月以内</u> に手続きをお願いします。
6 報告書の提出	領収書を添付した「実績報告書」を【申請窓口】へ提出してください。 報告書確認後、「補助金額決定通知書」を郵送でお届けします。

## 【相談・申請窓口】 (横浜市より下記の事業者に運営を委託しています)

### 株式会社長寿乃里

住所 〒220-0012  
横浜市西区みなとみらい3-6-3  
MMパークビル12F

宛名 株式会社長寿乃里  
感震ブレーカー設置補助受付担当

電話 045-900-4188

第1号様式（第6条）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業  
**補助金交付申請書**

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

団体名

(申請者) 住所

代表者

電話番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

購入・設置 予定製品	メーカー名	
	製品名・個数	個
団体加入世帯数		世帯
購入・設置に要する金額		円
申請金額		円
添付資料	購入・設置に要する金額が確認できる書類（見積書等）	
担当者連絡先 （申請者と異なる場合にご 記入ください）	申請者名	
	連絡先（日中連絡がとれる電話番号）	
	書類送付先住所	

# 令和6年度新規家庭防災員研修 受講者募集!!

無料



## 「家庭防災員研修」について

家庭防災員研修は、自助から始まり地域防災の担い手にもつなげる研修として、一人でも多くの市民が本研修を受講し、防火・防災に関して必要な知識及び技術を身に付けることを目的としています。

### 研修受講要領

- 受講要件: ① 満15歳以上 ② 鶴見区民 (①～③の要件すべてを満たす方) ③ 新規で家庭防災員になりたい方
- 申込方法: 個人からの応募又は自治会・町内会からの推薦 (詳細は鶴見消防署にお問合せください。) 申込期限 8/31 必着
- 研修内容・日程

区分	日時	会場
防火・地震・風水害・DIG	令和6年10月12日(土) 13時15分～16時30分	市民防災センター
救急	令和6年11月10日(日) 13時00分～16時00分	ココファン横浜鶴見



### 【お問合せ先】

・鶴見消防署総務・予防課 家庭防災員担当

・メール: sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.lg.jp



045 - 503 - 0119

# 令和6年度 新規家庭防災員研修のご案内

## 1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと考えています。

## 2 研修内容

区分	内容
防火研修	住宅防火対策（出火防止、消火方法）など
救急研修	救命処置要領（AEDを含めた心肺蘇生法）など
地震研修	地震の知識や対応方法など
風水害研修	風水害の知識や対応方法など
DIG 研修	参加者が地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討する訓練です。



※地震研修の実施状況は、横浜市民防災センターで行われた研修の様様です。

## 3 研修日程

区分	日時	会場
① 防火・地震・風水害・DIG	令和6年10月12日（土） 13時15分から16時30分	横浜市民防災センター
② 救急	令和6年11月10日（日） 13時00分から16時00分	ココファン横浜鶴見

※原則、区分①②両方の受講が必要です。

※各日、開始15分前から入場可能となります。



## 4 受講対象者

受講対象者は、家庭防災員になりたい方で、満 15 歳以上の鶴見区民かつ次のいずれかに該当する方

- ・個人により研修を希望される方
- ・自治会・町内会から推薦を受けた方

## 5 申し込み方法

令和 6 年度新規家庭防災員研修受講申込書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAX または電子メールにて、令和 6 年 8 月 31 日（土）まで（必着）に、以下の宛先にお申し込みください。

なお、自治会・町内会から推薦いただける場合も、研修受講者からの申込をお願いいたします。

- 「令和 6 年度新規家庭防災員研修 受講申込書」（別紙）

【宛先】○鶴見消防署総務・予防課 家庭防災員担当 宛  
○郵送：〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1  
○FAX：045-503-0119  
○電子メール：sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.lg.jp

## 6 修了証

研修受講者には、研修修了証を交付します。

## 7 その他

- (1) 申込み多数の研修については、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください(消防署から連絡がない場合は希望日にお越しく下さい。)。
- (2) 研修会場までは、公共交通機関を御利用ください。
- (3) 大雨警報等が発表された際は、研修を中止する場合があります。
- (4) 不明な点は消防署へお問い合わせください。

### 【問合せ先】

鶴見消防署総務・予防課 家庭防災員担当

電話・FAX 045 (503) 0119

Email：sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.lg.jp

# 【令和6年度新規家庭防災員研修 受講申込書】

## ～お申込み方法～

必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、令和6年8月31日（土）まで（必着）に以下の宛先にお申し込みください。

なお、自治会・町内会から推薦いただける場合も、研修受講者からの申込をお願いいたします。

【宛先】鶴見消防署 総務・予防課 家庭防災員担当 宛

○郵送：〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

○FAX：045-503-0119

○電子メール：sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.lg.jp

フリガナ		住所	横浜市鶴見区
氏名		連絡先 TEL/FAX	
推薦 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無し	同意事項 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 当申込用紙に記入した情報が、受講後にお住いの自治会町内会へ提供されることについて、同意します。
自治会町内会名			

研修区分①		
科目	日時	会場
防火 地震 風水害 DIG	10/12 (土) 13:15~ 16:30	横浜市民 防災セン ター

研修区分②		
科目	日時	会場
救急	11/10 (日) 13:00~ 16:00	ココファン 横浜鶴見

(備考)

- 1 受付は研修開始15分前より行います。
- 2 原則、区分①②、両方の受講が必要です。
- 3 申込書は内容を控えるなどして、保管してください。
- 4 申込み多数の研修については、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

(消防署から連絡がない場合は希望日にお越しください。)

- 5 欠席や受講日を変更する場合は平日(月～金曜日(祝日除く))午前9時～午後5時に鶴見消防署総務・予防課家庭防災員担当まで御連絡ください。

TEL：045-503-0119 Email：sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.lg.jp

## 参考

令和6年5月 日  
鶴社協発第 号  
鶴日赤発第 号  
鶴更保発第 号

自治会・町内会 会長 様

横浜市鶴見区社会福祉協議会  
会長 渡辺 武

日赤鶴見区地区委員会  
委員長 渋谷 治雄

鶴見区更生保護協会  
会長 渋谷 治雄

## 区社協世帯会費、日赤会費及び更生保護協会会費の依頼について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、社会福祉協議会事業、赤十字運動、更生保護協会活動につきましてはご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も区社協世帯会費、赤十字会費及び更生保護協会会費の募集を行うことになりました。

趣旨をご理解いただき、本年も特段のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 受付： 月曜日から金曜日の9：00～17：00

2 納入期限： 令和6年7月31日（水）

3 金額： 一覧の通り

（一世帯目安額 区社協世帯会費@30 日赤会費 @220 更生保護協会@15）

（対象世帯数：令和5年4月1日時点での区役所地域振興課に届け出た数字の4%減）

4 納入方法： 裏面の通り

横浜市鶴見区社会福祉協議会 事務局  
鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオベルデ鶴声 2階  
電話 045-504-5619  
ファクシミリ 045-504-5616

※お振込の場合は、郵便振替払込受領証（払込控）を領収書と替えさせていただきます。別途本会発行の領収書が必要な場合は、事務局までご連絡下さい。

※本通知の送付及び日赤資材の送付は、昨年度末に頂きました「日赤資材等の希望調査について（調査票）」の回答をもとにしております。関係役員の交代等ございましたら、お手数をおかけしますが引継ぎをお願いいたします。

※振込み・払込みをされる方は下記をご参照ください。

### (1) 区社会福祉協議会世帯会費

区社会福祉協議会第4種会員としての会費納入をお願いいたします。

◆郵便局で払込みされる場合には同封の払込用紙をお使いください。

※自治会・町内会名を明記ください。 手数料はかかりません

◆なお、他の金融機関をご利用される場合には、次へお振込ください。

※自治会・町内会名または会長名でお振り込み下さい。 手数料がかかります

【銀行・支店】 横浜信用金庫 鶴見駅東口支店

【口座番号】 普通預金 No. 0 0 9 5 9 7

【名義】 しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 よこはましつるみくしゃかいふくしきょうぎかい 横浜市鶴見区社会福祉協議会 じむきょくちょう 事務局長 たかはし ひろゆき 高橋 博之

### (2) 赤十字会費

日赤会費は任意のもので、募金活動の際には、強制感が無いようにご配慮いただきますようお願いいたします。詳細については別紙の実施要領をご覧ください。

各世帯に配布していただくチラシ等の種類・使用法につきましては、別紙資材一覧表のとおりです。なお、資材は別便にてご指定の送付先へ5月下旬に発送予定です。

※共同募金運動(10月～12月)では募金資材を9月末に会長様宅へ発送しておりますが、日赤会費募集は資材が多いため、ご指定がない場合は広報配布担当者様宅等へお送りいたします。

◆会費を振り込む時は、同封の払込用紙を用いて横浜信用金庫の区内8支店(鶴見、市場、潮田、末吉、生麦、馬場、駒岡、鶴見駅東口)の窓口でお振込ください。

※自治会・町内会名を明記ください。 手数料はかかりません

◆ATMや他の金融機関をご利用される場合には、次へお振込ください。

※自治会・町内会名または会長名でお振り込み下さい。 手数料がかかります

【銀行・支店】 横浜信用金庫 潮田支店

【口座番号】 普通預金 No. 1 4 4 5 1 5

【名義】 につせきつるみくちくいいんかい 日赤鶴見区地区委員会 じむきょくちょう 事務局長 たかはし ひろゆき 高橋 博之

### (3) 更生保護協会会費

区更生保護協会の会費の納入をお願いします。

◆会費を振り込む時は、同封の払込用紙を用いて横浜信用金庫の区内8支店(鶴見、市場、潮田、末吉、生麦、馬場、駒岡、鶴見駅東口)の窓口でお振込ください。

※自治会・町内会名を明記ください。 手数料はかかりません

◆ATMや他の金融機関をご利用される場合には、次へお振込ください。

※自治会・町内会名または会長名でお振り込み下さい。 手数料がかかります

【銀行・支店】 横浜信用金庫 潮田支店

【口座番号】 普通預金 No. 3 5 3 0 4 1

【名義】 つるみくこうせいほごきょうかい 鶴見区更生保護協会 じむきょくちょう 事務局長 たかはし ひろゆき 高橋 博之

## 令和6年度 鶴見区社協および団体事務関係 会費・募金等依頼スケジュール

	区社協		日赤	共募	更生保護協会
会費および募金	世帯会費: @30円 昨年度実績: 2,924,800円	◎賛助会費(任意) 個人: 1口1,000円 法人・団体: 1口5,000円  昨年度実績: 5,362,180円	会費: @220円 昨年実績: 17,993,980円	一般募金: @240円 昨年実績: 17,675,040円  年末募金: @70円 昨年実績: 6,284,139円	会費: @15円 昨年実績: 1,480,000円
4月	実施期間  5月会費依頼 会費納入: 6月~7月	実施期間  5月会費依頼 会費納入: 7~3月 6月中資材送付・依頼	実施期間  5月会費依頼 会費納入: 6~7月	実施期間  ◎一般募金 (赤い羽根募金) 10/1~12月末 ◎年末たすけあい 12/1~12月末	実施期間  5月会費依頼 会費納入: 6~7月  ◎社明運動7月
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
主な用途					
地域の皆さまへ還元	実績の約15%を地区社協へ助成	実績の約55%を地区社協へ助成	単位町内会 ・協力費: 会費実績額の10% ・事務費: 一律2,000円  連合町内会 ・一律10,000円 ・@200×町内会数	単位町内会 ・事務費: 一律3,000円 ・広報配布協力費 (該当地区のみ) 広報配布数×@2円	連合町内会 社明活動助成金: ・一律25,000円 ・@4,000×町内会数  保護司会 ・450,000円

①区社協世帯会費の依頼は、別添のとおり日赤・更生保護協会と併せて、5月中に各自治会町内会会長様宛にお送りします。【別添依頼文「参考」をご参照ください】

共同募金は、運動期間が異なりますので9月末ごろ各自治会町内会会長様宛に依頼します。

※賛助会費や社会福祉功労対象者推薦などは、例年通り地区社協を通しての依頼となります。

②鶴見区更生保護協会で行われる「社会を明るくする運動」は「講演会」を実施予定です(8/18)。

そのほか地区で行われるミニ集会や保護司会広報「更生保護だより」の回覧にご協力ください。

◎各種会費や募金等への理解促進のため、区民及び法人・関係機関への積極的なPR活動を行ってまいりますので、皆さまのご協力をぜひお願いいたします。

ご不明な点などございましたら、鶴見区社協まで、お気軽にお問合せください。

【問合せ先】社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会 (TEL: 504-5619 FAX: 504-5616)

【各担当】

- 世帯会費: 野上    ●地区社協: 上屋敷    ●賛助会費: 野上    ●日赤地区委員会: 河野・谷
- 共同募金会区支会: 工藤・野上・熊谷    ●更生保護協会・保護司会: 二木・田中・千田



# 鶴見区運営方針

## I 基本目標

### いつまでも住み続けたいまち 鶴見

「横浜市中期計画 2022～2025」の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」のもと、鶴見区では、将来にわたり誰もが“いつまでも住み続けたいまち”となることを目指します。

## II 目標達成に向けた施策

市の方針や鶴見区の地域特性・課題を踏まえ、地域防災力の向上、多文化共生の推進、子育て支援の充実、GREEN×EXPO 2027 の機運醸成、脱炭素行動の推進などについて、地域・企業の皆様とともに進めていきます。

### 1 地域力の強化

地震、風水害及び都市災害等に備え、自助・共助の取組推進など、地域における防災力の向上を図るとともに、自治会町内会の活動支援や、地域と連携した防犯・交通安全対策など、地域力強化の取組を進めます。

### 2 区内経済・活力の向上

多くの外国人が暮らすまちとして、誰もが安心して暮らせる多文化共生の推進や、地域・企業・大学等さまざまな主体との連携により、鶴見区内の地域資源を生かしたにぎわいづくりを進めます。

### 3 子どもから大人まで安心・元気に

身近な地域での子育て支援をより充実させるとともに、3年後に開催される「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成とあわせた脱炭素行動を推進し、あらゆる世代がいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めます。

## III 目標達成に向けた組織運営

### 信頼される区役所づくり

人権や多様性を尊重するとともに、市民目線とスピード感をもって、区民の皆様の声を丁寧にお聞きしながら、寄り添ったサービスを提供します。また、デジタル技術の活用などによるサービス向上や業務の効率化を進め、区民の皆様のニーズにお応えする施策を進めていきます。

### 「チーム鶴見」の推進

職員の意欲・能力が最大限に発揮される職場づくり・人材育成を進め、すべての職員が「チーム鶴見」の一員として連携し、前例にとらわれることなく区民サービスの向上に取り組みます。

# 主な事業・取組

## 1 地域力の強化

### 防災活動推進事業

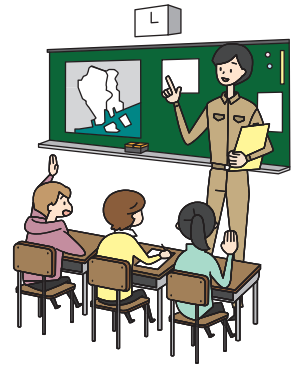
中期計画 テーマ 05

- さまざまな区民の方に応じたよりきめ細やかな防災講座の実施
- つるみ生活・防災マップ（多言語版）の更新

### 自治会町内会 振興事業

中期計画 テーマ 02

- 自治会町内会の加入促進・負担軽減のためのアドバイザーの派遣・ICT 機器の導入補助の実施



## 2 区内経済・活力の向上

### 多文化のまち・つるみ 推進事業

中期計画 テーマ 02

- 「多文化共生基本指針」の周知・啓発や取組の推進
- 施設・店舗・飲食店等を通じた外国人区民への情報提供の拡充

### 「千客万来つるみ」 プロモーション事業

中期計画 テーマ 03・04

- 地域・団体・企業・大学等との連携、観光資源の活用による誘客企画の実施



## 3 子どもから大人まで安心・元気に

### つるみ DE 子育て 応援事業

中期計画 テーマ 01

- 地域の子育て支援サークル・団体等の把握やネットワーク化による地域資源の有効活用に向けた調査の実施
- 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ等の職員への研修の実施

### 鶴見区環境行動 推進事業

中期計画 テーマ 02

- プラスチックごみの分別・リサイクル拡大(R7. 4月～)を契機とした脱炭素行動の啓発
- GREEN×EXPO 2027 (2027年国際園芸博覧会) 開催に向けた機運醸成



「横浜市中期計画2022～2025」では基本戦略「子育てしたいまち 次世代をともに育むまち ヨコハマ」を掲げ、5つのテーマのもと各施策を推進しています。鶴見区においても、各テーマに沿って事業を実施し、基本戦略の実現に取り組めます。

詳細は  
こちら↓



テーマ 01：子育て世代への直接支援

テーマ 02：コミュニティ・生活環境づくり

テーマ 03：生産年齢人口流入による経済活性化

テーマ 04：まちの魅力・ブランド力向上

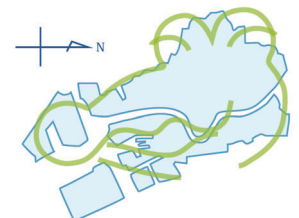
テーマ 05：都市の持続可能性

## COLUMN・鶴見区ってどんなまち？

鶴見区は鶴見川、多摩川に囲まれた東側の「川のまち」、北西部の「丘のまち」、埋立地からなる「海のまち」の3つのエリアで成っており、それぞれに特色があります。

また、鶴見区の人口は約29万6千人と市内18区中3番目に多く、平均年齢が若い(4位)ほか、外国人の数も多い(2位)のが特徴です。さらに、区内には1万を超える多くの事業所が立地(4位)しています。

これからも、区の特性も踏まえて、施策を推進し、安全・安心、にぎわいあるまちづくりを進めていきます。



ワニの横顔に似ている鶴見区

## 鶴見区に関連する主な局事業の予定

### ・ 神奈川東部方面線「相鉄・JR直通線」の鶴見駅停車の検討 ①

神奈川東部方面線「相鉄・JR直通線」の鶴見駅停車実現に向けて、地域とともに取り組みます。

### ・ (仮称) 豊岡町複合施設の検討 ②

豊岡小学校建替えをきっかけに、鶴見図書館、鶴見保育園等との複合施設整備の検討を進めていきます。

### ・ 東部方面斎場（仮称）の整備 ③

新たな斎場を大黒町に、令和9年3月中の供用開始を目指して整備していきます。

### ・ 踏切の安全対策 ④

生見尾踏切など課題のある踏切について、安全対策を進めていきます。

### ・ 鶴見川人道橋の整備、 末吉橋の架け替え

鶴見川人道橋 ⑤ は令和7年春供用開始を目指して整備していきます。末吉橋 ⑥ は引き続き架け替え工事を進めていきます。

### ・ 小学校の建替え

矢向小学校 ⑦ は建替えの工事を進めていきます。上末吉小学校 ⑧ は設計を進めていきます。

### ・ 緑地・公園の整備

北寺尾六丁目の公園(旧「サムエルはらっぱ」) ⑨ は、令和6年夏頃の完成を目指して整備していきます。

二ツ池公園 ⑩ は、獅子ヶ谷池側の整備に向け、引き続き設計等を進めるとともに、一部護岸の改修工事に着手する予定です。

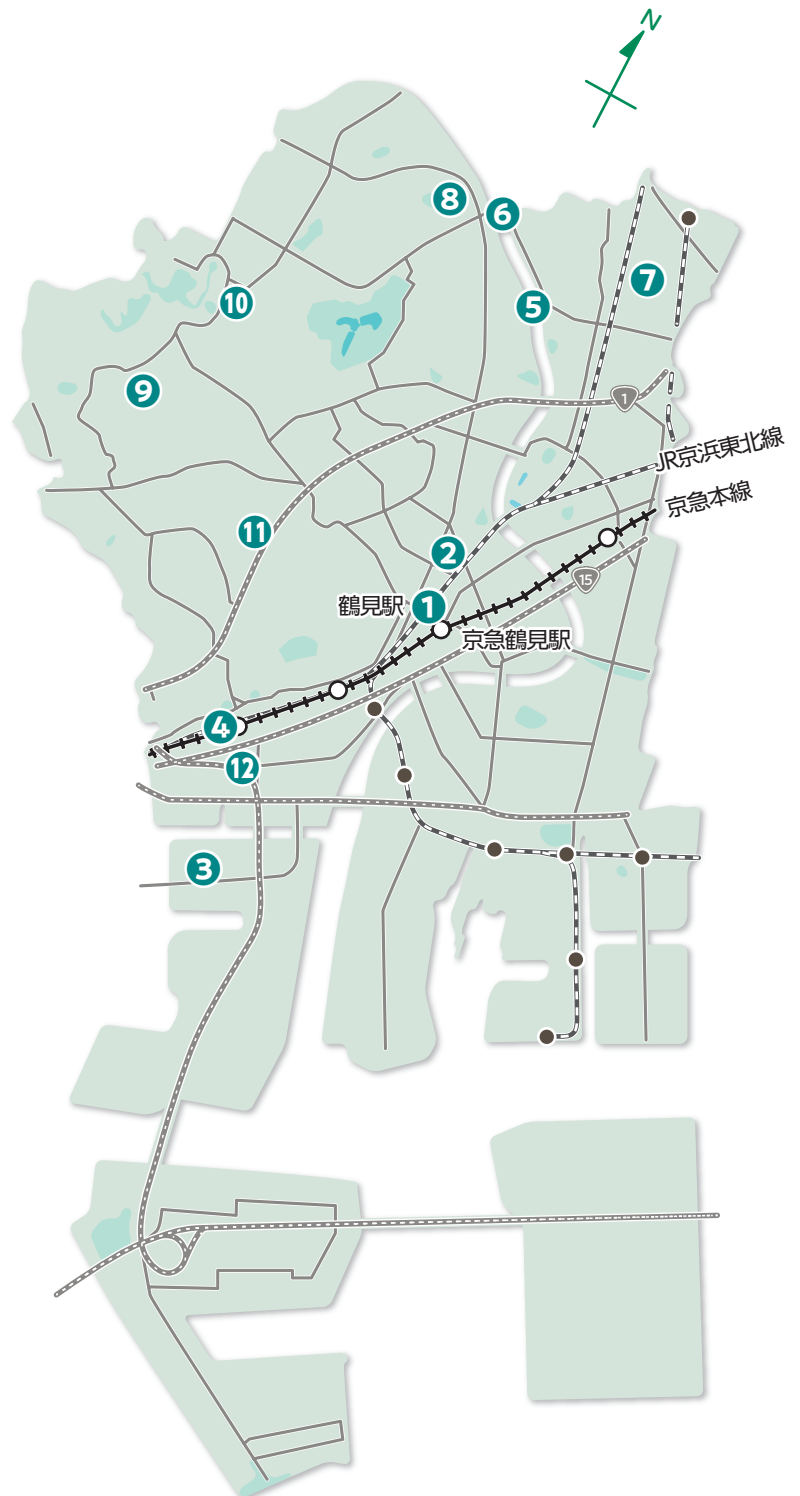
東寺尾六丁目の古民家等 ⑪ は、歴史的建造物である古民家を生かした公園整備計画の検討を進めていきます。

### ・ (仮称) 東部児童相談所の整備 ⑫

令和8年4月開所に向け、令和6年度は実施設計を進め、建築工事に着手します。

### ・ 公有地を活用したシェアサイクル事業

令和4年度から開始した横浜市広域シェアサイクル事業社会実験に基づき、公有地へのシェアサイクルポート設置を引き続き進めていきます。





# 区民サービスの向上を目指して

区民の皆さまの暮らしを守り、行政サービスの利便性向上に向けて、「チーム鶴見」で取り組みます。

## 総務課

防災・減災対策の推進、適正な選挙・統計業務の実施、利用しやすい庁舎環境の整備等により、区民の期待・信頼に応えます。

## 区政推進課

生活に必要な情報や区の魅力を広く発信します。地域や企業、大学の皆さまと一緒に、誰もが暮らしやすい活力のあるまちづくりを進めます。

## 地域振興課

町内会や区民団体の活動支援等により、まちの活性化や賑わいづくりを進めます。防犯・交通安全対策を進め、安心して暮らせるまちを目指します。

## 地域振興課 資源化推進担当

区民の皆さまと「きれいなまち 鶴見」を推進します。食品ロスやプラスチックごみ削減を進め Zero Carbon Yokohamaを目指します。

## 戸籍課

戸籍届出や転入者の最初の窓口として、丁寧にご案内します。マイナンバーカードや戸籍の制度改正などデジタル化によるサービス向上を進めます。

## 税務課

親切で丁寧なお客様対応を行うとともに、市税の適正・公平な課税と、着実・円滑な納税を進めます。また、個人情報の保護を徹底します。

## 区会計室

区役所全体の収入の管理と支出の審査を着実にを行い、区役所から区民や企業の皆さまへの迅速で、正確な各種支払いを進めます。

## 福祉保健課

人々がたすけあい・支えあうまちづくりや生活習慣病予防を進めるため、区民の皆さまや関係機関と話し合い、ともに活動します。

## 生活衛生課

食中毒の予防や犬猫の飼育マナー等、くらしの衛生に関する正しい情報をお伝えし、安全・安心な生活を送れるようサポートします。

## 高齢・障害支援課

高齢者や障害者のさまざまな相談に応じるとともに、必要な情報を提供し、地域でいきいきと暮らせるようサポートしていきます。

## こども家庭支援課

未来を担う子ども・青少年一人ひとりの成長に寄り添い、切れ目のない支援を行います。また、子育て家庭をきめ細かく支えていきます。

## 保育園(潮田・芦穂崎・馬場・鶴見)

安心できる環境をつくり園児一人ひとりを大切に保育します。民間保育施設と協力して保育の質を高めます。また、地域の子育て家庭を応援します。

## 生活支援課

生活に困っている、仕事を探している、債務の整理や家計の見直しをしたい方々が安心して相談できるよう、寄り添った支援を行います。

## 保険年金課

12月の保険証廃止を着実に進め、国民健康保険や後期高齢者医療制度、各種医療費助成、国民年金について区民目線でわかりやすい説明を行います。

## 鶴見土木事務所

道路・下水道・公園を、安全・安心に利用できるよう維持管理します。大雨・地震などの際は迅速に対応し、被害を最小限にしています。

## 鶴見消防署

火災、救急、地震・風水害への対応など、消防団、地域及び企業等との連携のもと、安全・安心を実感できる鶴見区の実現に向け取り組みます。

## 鶴見図書館

乳幼児から高齢者まで、皆さまの読書や課題解決を支援する「まちの知恵袋」です。朗読会など本に親しむ機会づくりにも積極的に取り組みます。

## 鶴見水道事務所

安全で良質な水を供給するため施設の適切な維持保全に努めます。災害に備え地域の皆さまとの給水訓練や飲料水備蓄の啓発に取り組みます。

## 令和6年度 地区連合会長意見交換会の開催について

令和6年度 地区連合会長意見交換会を、次のとおり開催します。御多忙の折恐縮に存じますが、御出席賜りますようお願い申し上げます。

### 1 日時

令和6年6月19日（水） 鶴見区自治連合会6月定例会終了後  
概ね15時30分～16時30分頃（60分間程度）

### 2 会場

鶴見区役所6階 8号会議室及び9号会議室  
※鶴見区自治連合会6月定例会に引き続き、同じ会場で開催します。

### 3 意見交換テーマ

#### 【鶴見区自治連合会交通部会の活動について】

自治連合会として「①各地区の交通安全の取組②今後それぞれの地区でどのような取組をしたいか」について意見交換を行います。

[担当] 鶴見区区政推進課地域力推進担当 長谷川、岩間、猿谷、原田  
電話：510-1678 FAX：504-7102

令和6年5月17日

自治会町内会長 各位

鶴見区民生委員児童委員協議会  
会長 小林 政晴

## 令和6年度 鶴見区民生委員児童委員協議会 全体研修について（ご案内）

日頃から、民生委員・児童委員の活動に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会は、区と協定を締結し、災害時要援護者の支援に取り組んでまいりましたが、近年、自然災害が多発している中で、民生委員と地域における連携・協力がますます重要となっていることを踏まえ、このたび、「防災」をテーマに標記研修を開催いたします。

多くの自治会町内会の皆様におかれましても、区と協定を締結し、情報共有方式により名簿に掲載された要援護者支援に取り組まれていることと存じます。つきましては、自治会町内会等の関係者の皆様にも御参加いただき、地域における防災・見守り活動等に生かしていただきますよう、ご案内申し上げます。

### 1 開催概要

#### (1) 日時

令和6年7月10日（水）

13時30分～16時00分頃（13時開場）

※途中参加・退場も可能です。

#### (2) 会場

鶴見公会堂ホール（鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6階）

#### (3) 対象者

- ・鶴見区内の全民生委員・児童委員、主任児童委員（別途依頼済み）
- ・自治会町内会の役員等（各単会2名程度。取りまとめ不要）

### 2 内容

第一部：防災講話、災害時要援護者支援事業について（13時40分頃～）

第二部：防災に関する有識者講演（14時25分頃～）

講師：鍵屋 一 氏

跡見学園女子大学 教授

一般社団法人 福祉防災コミュニティ協会 代表理事

内閣府 TEAM 防災ジャパンアドバイザー 等

### 3 申込方法

各単会2名程度まで、申込は不要でご参加いただけます。当日、直接会場へお越しください。

福祉保健課運営企画係 小林・深沢  
電話：045-510-1793 FAX：045-510-1792

# 鶴見区民児協“全体研修”

全国各地で自然災害が続く昨今。今や災害は、忘れる間もなくやってきます。

今年の全体研修のテーマは「防災」。民生委員が、自身と家族の身の安全を確保し、地域の方々と連携して要援護者支援に安心して取り組めるよう、また、支援者への適切な情報提供を行うことが出来るよう、あらためて防災をテーマに研修を行います。

◇日時◇ 令和6年7月10日（水）  
13時30分～16時00分（13時開場）

◇場所◇ 鶴見公会堂ホール  
（鶴見区豊岡町2-1ﾌｰｶﾞ 1 6階）

◇内容◇

第一部（13時40分～14時15分）

（1）防災講話

講師：鶴見区総務課防災担当

（2）災害時要援護者支援事業について

講師：鶴見区高齢障害支援課

第二部（14時25分～15時55分）

（3）防災に関する有識者講演

講師：鍵屋 一 氏

跡見学園女子大学 教授

一般社団法人 福祉防災コミュニティ協会 代表理事

内閣府 TEAM 防災ジャパンアドバイザー 等



## 【自治会・町内会の方のお申し込み】

\*自治会・町内会の役員の方、各単会2名程度。

\*事前のお申し込みは不要ですので、当日直接会場へお越しください。

【事務局】鶴見区役所福祉保健課運営企画係

小林、深沢（TEL）510-1793

（FAX）510-1792

令和6年5月17日

自治会町内会長 各位

鶴見区総務課長

## 「緊急時情報一斉伝達システム」テスト送信の実施について（ご依頼）

新緑の候、皆様におかれましては、日頃から地域防災に御尽力いただき誠にありがとうございます。

横浜市では平成29年度から、地震・大雨などにより災害が発生するおそれがある時に、迅速かつ確実に情報を受伝達する手段として、「緊急時情報一斉伝達システム」（別紙参照）を導入しております。このシステムは、電話で区役所から災害に関する情報を自治会町内会長の皆様に一斉に発信することにより、皆様がいち早く防災情報を受け取れるものです。これまでにも、このシステムを活用し、緊急時に必要となる情報を提供しています。

つきましては、緊急時に向けた訓練として、テスト送信を実施いたしますのでご協力をお願いいたします。

## 1 テスト実施日時

令和6年6月7日（金） 10:00

## 2 発信元電話番号（この番号から皆様に連絡させていただきます）

050-3196-2700

## 3 テスト内容

登録されている電話番号宛てに訓練用の情報を発信します。

詳細は裏面をご確認ください。

## 4 連絡先の変更について

連絡先の変更を希望される方は、お手数ですが別紙の届出用紙を5月31日までに御提出ください。

担当：鶴見区総務課危機管理・地域防災担当  
勝倉・細川

電話 510-1656 F A X 510-1889

裏面あり

## 「緊急時情報一斉伝達システム」のテスト送信について

標記システムにつきまして、緊急時に向けた訓練として、テスト送信を実施いたします。  
つきましては、システムから御登録いただきました電話に訓練情報を受信されましたら、  
下記の方法で御回答下さい。

### 1 テスト送信日について

**令和6年6月7日（金）午前10時頃**

**送信元電話番号 050-3196-2700**

携帯電話の番号を申請された方は、  
事前に携帯電話の電話帳に「一斉伝達システム」と登録してください

### 2 テストメッセージ内容

「訓練、訓練、こちらは鶴見区役所です。  
これは、緊急時情報一斉伝達システムのテスト送信です。メッセージを聞いて、答えの  
番号を押してください。まずはじめに、シャープを押してください。」  
シャープ（＃）を押すと、「本日10時現在鶴見川が避難判断水位を越えました。今後、  
避難指示が発表される可能性があります。確認できた方は「1」を、もう一度お聞きに  
なる方は「2」、もう一度始めから行きたい場合は「0」のプッシュボタンを押して下さ  
い。」という内容が流れます。

### 3 操作方法について

- (1) 上記の電話番号から送信されますので、メッセージにしたがって御回答ください。
- (2) テスト送信のため、回答がない場合にはシステムが2回かけ直しを行います。
- (3) 電話を取ることができなかった場合は、お手数ですが上記電話番号にかけ直しをお願いします。

【担当】 鶴見区総務課危機管理・地域防災担当

TEL : 510-1656 FAX : 510-1889

tr-bousai@city.yokohama.jp

# 緊急時情報一斉伝達システム登録・変更・削除届

令和 年 月 日

(申請先)

横浜市鶴見区長

申請者 住所

署名

緊急時情報一斉伝達システムへの(登録・変更・削除)を希望する

ので、次の通り申請します。(希望の内容を○で囲んで下さい)

1	自治会町内会名	
2	役職	
	フリガナ	
	氏名 (変更の場合は、前任者の氏名も御記入下さい)	前任者: _____
3	電話番号 ※外出時にも連絡が届くようできるだけ携帯電話の番号を御提供ください。	_____

## <個人情報の取扱い>

御記載いただいた個人情報につきましては、横浜市が定める「個人情報の取扱い」に沿って適切に取扱います。また、御記載いただいた個人情報を他に伝達することは一切ございません。

※横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により、「個人情報を取扱う事務開始」の届出書を横浜市長に提出しています。

### 【申請方法】

申請書に必要事項を御記入のうえ、下記問い合わせ先まで直接、御持参いただくか、FAXまたは郵送にて御提出をお願いします。

### 【問い合わせ先】

鶴見区役所 総務課 危機管理・地域防災担当 (電話: 510-1656 FAX: 510-1889)

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

# 「緊急時情報一斉伝達システム」の御案内

地震・大雨などにより災害発生や発生するおそれがある時などに、必要な情報を迅速かつ確実に自治会町内会長の皆様に提供するとともに、皆様が情報を受け取ったことを区役所が確認できる、「緊急時情報一斉伝達システム」を運用しています。

## 1 システムの特徴

### (1) 一斉伝達

身近な情報伝達手段である電話を活用して、自治会町内会の皆様に一斉に情報を伝達します。その他に、質問に返信することができます。

※外出時にも連絡が届くよう、自治会町内会長の携帯電話番号を登録くださいますようお願い致します。

### (2) 受信状況等の確認

自治会町内会長の皆様の受信状況や、回答状況を区役所で確認が可能です。

### (3) 伝達状況確認による迅速な対応

ア 電話に出られなかった場合は、自動リダイヤルを行う場合があります。

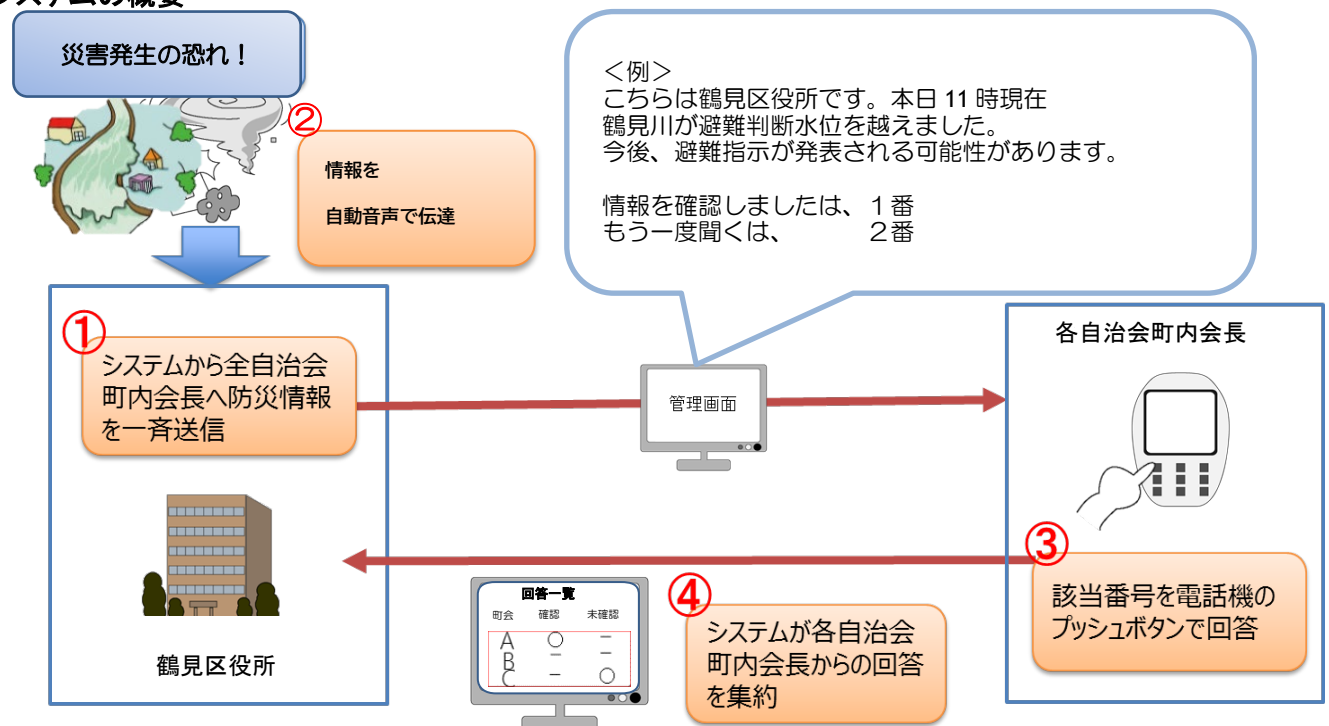
イ 電話に出られなかった場合はシステムの番号に電話をかけ直すと、発信された情報を聞くことができます。

ウ 受信したことが確認できなかった場合は、個別に連絡する場合があります。

### (4) 提供情報

- ア 大地震発生後の地域防災拠点開設について
- イ 津波警報発表について
- ウ 鶴見川・多摩川河川氾濫情報について
- エ 土砂災害警戒情報発表（即時避難指示）について
- オ 記録的短時間大雨情報・大雨特別警報について

## 2 システムの概要





## 国民健康保険特定健康診査の受診率向上の取組について

横浜市国民健康保険に加入している40歳以上の方は、特定健康診査（以下「特定健診」という。）を無料で受診することができます。特定健診は、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病予防のため、その前段階であるメタボリックシンドロームを発見し、その要因となっている生活習慣の改善に繋げていくことを目的としています。

鶴見区では、第4期鶴見・あいねっとの推進の柱3で、「健やかに暮らせる地域づくり」の行動目標として、健診の受診勧奨を進めていますので、ぜひご利用ください。

### 1 国保の特定健診受診のメリット

- ◎ 生活習慣病などの早期発見は、**健康寿命を延ばす**チャンスです。
- ◎ 約10,000円かかる検査が**無料**で受診できます。
- ◎ 12月31日までに受診すると抽選で1,000名様に**カタログギフト**等の賞品が当たります。詳しくは、こちらからホームページをご覧ください。



横浜市特定健診受診キャンペーンのホームページ

### 2 鶴見区の特定健診受診の取組スケジュール

- (1) 5月13日 特定健診受診券発送
  - (2) 5月 各種団体に協力を依頼予定
  - (3) 6月 広報よこはま鶴見区版6月号に特定健診の案内を掲載
- ※(2)、(3)については、国保加入者に限定せず、広く「健診」の受診率向上に向けた啓発として実施する予定です。

### 3 国保の特定健診の実施概要

- (1) 対象者
  - 令和6年4月1日時点で加入している方で、翌年3月31日までに40歳から75歳の誕生日を迎える方（国の基準による対象者）
  - 令和6年4月2日以降に加入した方で、翌年3月31日までに40歳から75歳の誕生日を迎える方（横浜市独自の対象者）
  - ※令和6年4月2日以降に加入した方は、区役所保険年金課にご連絡いただければ受診券を送付します。
  - ※国保以外の40歳から74歳の方については、加入されている健康保険の保険者が特定健診を実施しています。
- (2) 受診期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- (3) 費用 **無料**
  - ※75歳以上の方も、横浜市健康診査を無料で受診することができます。
  - （詳しくは、横浜市けんしん専用ダイヤル（045-664-2606）にお問合せください。）
- (4) 健診機関 横浜市国民健康保険特定健診受託機関（受診券に一覧表同封）
- (5) 健診内容 身長、体重、腹囲測定、血圧測定、血液検査、尿検査等

#### 【参考】国保の特定健診受診率の状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4
鶴見区	22.5%	23.4%	19.8%	22.8%	23.8%
横浜市	24.3%	25.4%	21.8%	24.7%	26.0%

#### ○特定健診受診に当たっての留意点

- ・感染症の動向等により医療機関の受け入れ体制が異なる場合がありますので、受診時期等については事前に当該医療機関に確認をお願いいたします。
- ・発熱、咳などの体調不良がある時は、無理をせず、健診の受診を控えていただきますようお願いいたします。
- ・重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、医療機関を受診するときはマスクの着用を推奨します。

鶴見区発災時の

# ペット対策勉強会(全3回)

～発災時、区内で助け合えるような、  
ネットワークづくりについて考えます～



第1回 2024.6.23 (日)  
13:30～15:30 (13:00開場)

講師:九州医療科学大学 臨床心理学部 教授  
加藤 謙介(かとう けんすけ) 先生



九州医療科学大学 臨床心理学部 教授  
NPO法人ペット防災サポート協会 理事/防災士  
環境省発行「熊本地震における被災動物対応記録集」編集委員

## ★勉強会の内容★

被災地で生じるペット問題を知り、災害時ペット対策の目指すべき方向を考えます。また、発災時に区内で助け合えるようなネットワークづくりについて、全3回の勉強会を通して考えます。(第1回:6/23(日) 第2回:9月予定 第3回:令和7年2月予定)

### 第1回の内容

#### 1 講演 「被災」から学ぶ「みんなとペットの災害対策」(講師:加藤 謙介 先生) ～能登半島、熊本地震の事例を踏まえて～

被災した地域で生じるペット問題とはどのようなものか。過去の震災における被災地の状況やそこから見えてくる課題を踏まえ、どのような防災、減災対策が必要か教えていただきます。

#### 2 グループワーク

発災時、区内で助け合えるような、ネットワークづくりについて意見を出し合おう  
(鶴見区生活衛生課)

会場 鶴見区役所6階会議室  
定員 先着60名  
対象 鶴見区在住、在勤、在学の方、区内動物病院、ペット事業者関係者、地域防災拠点運営委員等  
申込み 5/27(月)～6/17(月)までに電子申請、電話又は窓口  
(手話通訳希望の場合にはその旨をお知らせください。)

注意点 \*ペット同伴不可  
\*やむを得ない状況により、本セミナーを中止とする場合は  
ウェブページでお知らせしますので必要に応じてご確認ください。  
\*休日のため区役所駐車場は利用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

申込み・問い合わせ先

鶴見福祉保健センター  
生活衛生課 環境衛生係  
鶴見区鶴見中央3丁目20-1  
TEL: 045-510-1845  
FAX:045-510-1718

電子申請は  
こちら  
↓



↓ ウェブページ  
([https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/sumai\\_kurasahi/pet\\_dobutsu/pettaisaku.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/sumai_kurasahi/pet_dobutsu/pettaisaku.html)) から申込みできます。

鶴見区 災害時のペット対策について 検索

主催: 鶴見福祉保健センター生活衛生課  
鶴見区総務課

# 令和6年 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 横浜市実施要綱

## 目的

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

## 期間

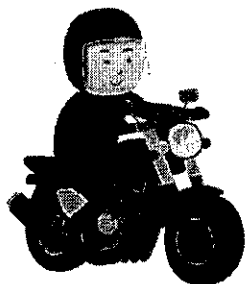
6月1日から6月30日の1か月間

## スローガン

運転に ゆとり やさしさ 思いやり  
暴走は しない させない 許さない!

## 重点

- 1 二輪車の安全利用促進
- 2 暴走族の追放



横浜市交通安全キャラクター  
まもるくん

### ◆◆◆令和5年中二輪車関係事故発生状況（区別）◆◆◆

	件数 (件)		死者 (人)	負傷者 (人)		件数 (件)		死者 (人)	負傷者 (人)
		構成率					構成率		
鶴見区	185	29.6%	1	164	金沢区	181	33.7%	3	159
神奈川区	102	31.0%	1	93	港北区	199	30.3%	0	173
西区	68	26.1%	1	64	緑区	138	30.9%	1	123
中区	123	25.9%	3	105	青葉区	161	26.8%	0	148
南区	149	38.1%	0	134	都筑区	88	20.9%	1	72
港南区	144	28.9%	0	141	戸塚区	193	35.7%	0	178
保土ヶ谷区	141	40.9%	2	125	栄区	55	32.2%	0	54
旭区	175	36.3%	0	155	泉区	110	33.7%	0	99
磯子区	90	31.0%	2	80	瀬谷区	100	32.6%	0	86

横浜市全体	件数		死者		負傷者	
	全事故に占める割合		全事故に占める割合		全事故に占める割合	
	2,402件	31.2%	15人	37.5%	2,153人	24.2%

# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、暴走族追放条例・基本方針及びこの運動について周知を図ります。

## 横浜市・区

- 1 幅広い年齢層を対象に交通安全のための各種イベントを開催して、暴走族追放及び二輪車事故防止気運を盛り上げます。
- 2 地域ぐるみで暴走族追放のための気運が醸成されるよう各種施策を推進します。

## 警察

- 1 重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 2 二輪車指定路線に白バイを集中投入し、街頭活動を強化します。
- 3 二輪車を通勤や業務で使用する事業所等に対する二輪車安全運転講習を積極的に推進します。
- 4 二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットなどの着用を促進するための広報啓発を推進します。
- 5 暴走族の取締りを強化するとともに、暴走族相談員による加入防止・離脱促進や少年相談員等による立直り支援など関係機関・団体と連携し、暴走族追放のための施策を強力に推進します。
- 6 交通情報板等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会等交通関係団体及び地域関係団体

- 1 暴走族・二輪車の無謀運転追放のキャンペーンなどを実施し、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の醸成を図ります。
- 2 地域における暴走族への加入防止や追放の取組を推進します。
- 3 家庭における交通安全の話し合いを奨励するとともに「交通安全ひとこえ運動」を推進します。
- 4 二輪車安全運転講習などの交通安全教育の場への積極的な参加を呼びかけます。

## 教育関係

- 1 神奈川県学校交通安全教育推進会議が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として思いやりと責任ある行動がとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
- 2 暴走族の反社会性や暴走の危険、迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない」、「見に行かない」など具体的な指導を行います。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
- 2 通勤・通学時の安全運転など、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- 3 暴走族について、なぜいけないのかなどを地域で話し合いましょう。
- 4 地域における様々な取組を通じて暴走族追放の気運を高め、暴走族を許さない環境づくりをしましょう。

横浜市交通安全対策協議会  
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課  
電話045(671)2323



# 鶴見消防署 インフォメーション



## 住宅用火災警報器の交換について



全ての住宅（一部のマンション等共同住宅を除く）への住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過しました。住宅用火災警報器の寿命は約10年です。誤作動の防止、正確に火災を知らせるために、設置から10年を経過した機器は交換をしましょう。

### ◆ 鶴見区内の火災・救急概況

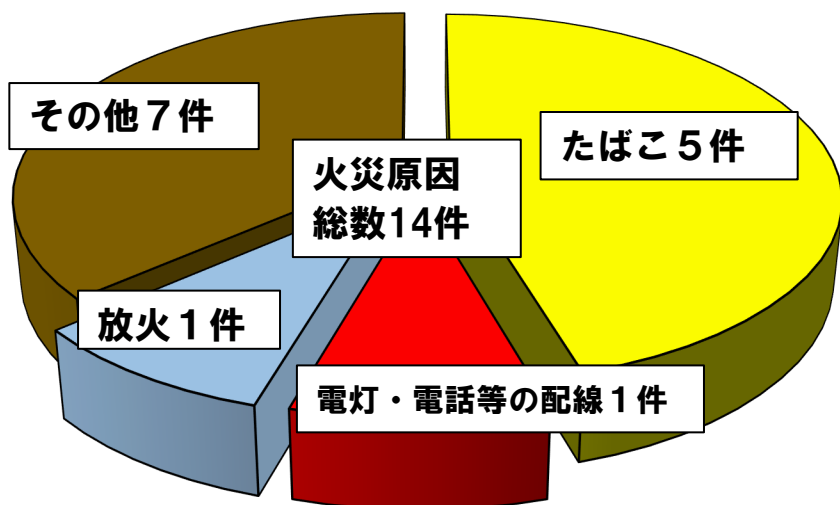
年別		R6年	R5年	増△減
区分				
火災件数		14	26	△ 12
火災種別	建物	9	14	△ 5
	林野			
	車両	1	5	△ 4
	船舶			
	その他	4	7	△ 3
損害程度	焼損面積 (㎡)	68	480	△ 412
	死者			
	負傷者	1	6	△ 5
主な火災原因	たばこ	5	6	△ 1
	電灯・電話等の配線	1		1
	放火(疑い含む)	1	2	△ 1
	その他	7	18	△ 11
救急件数		5,969	5,747	222
救急種別	急病	4,302	4,062	240
	交通事故	268	253	15
	一般負傷	996	979	17
	その他	403	453	△ 50

### ◆ 横浜市内の火災・救急概況

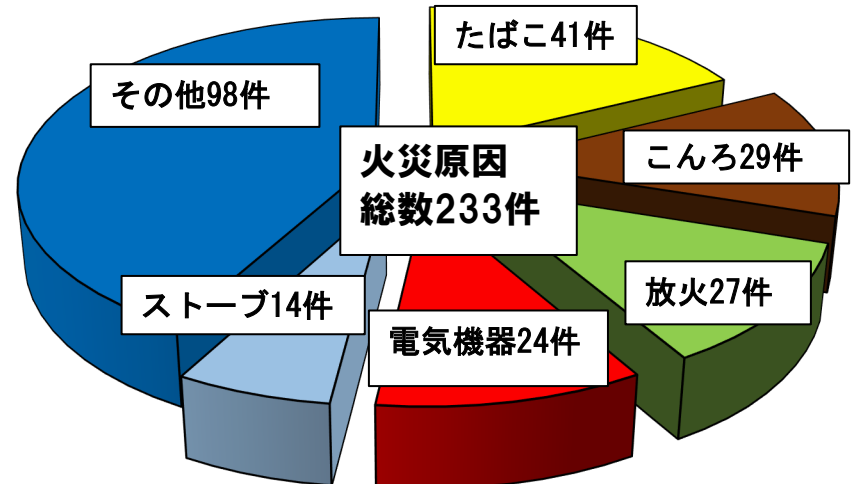
年別		R6年	R5年	増△減
区分				
火災件数		233	275	△ 42
火災種別	建物	162	150	12
	林野			
	車両	21	31	△ 10
	船舶			
	その他	50	94	△ 44
損害程度	焼損面積 (㎡)	2,399	2,745	△ 346
	死者	14	6	8
	負傷者	44	35	9
主な火災原因	たばこ	41	51	△ 10
	こんろ	29	26	3
	放火(疑い含む)	27	55	△ 28
	電気機器	24	15	9
	ストーブ	14	10	4
	その他	98	118	△ 20
	救急件数	82,817	76,021	6,796
救急種別	急病	58,572	53,319	5,253
	交通事故	2,834	2,738	96
	一般負傷	15,260	14,173	1,087
	その他	6,151	5,791	360

(令和6年1月1日～4月30日速報値 昨年同期比較)

### 区内



### 市内



# 熱中症に気を付けましょう！

爽やかな新緑の季節となりました。

しかし、これから夏に向けて気温は上昇し、特に梅雨明け以降の体が夏の暑さになれていない時期は要注意です。

## 熱中症の予防の3原則

- ・ 室内が 28℃を超えないようにエアコンや扇風機を使用し、こまめに温度調整をしましょう。



- ・ 遮光カーテン、すだれや日よけなど、日陰づくりと風の通りが良くなる工夫をしましょう。外出時は、日傘や帽子を着用し、こまめに休息をとりましょう。



- ・ 室内、屋外ともに喉の渇きを感じなくてもこまめに水分補給をしましょう。



## 熱中症警戒アラートの活用

- ・ 熱中症の危険性を促すために、気温、湿度、日射量から算出する「暑さ指数」を前日の午後5時及び当日の午前5時に気象庁と環境省が共同で発表します。

事前に熱中症の危険性を知ることができますのでご活用を！

# 鶴見区内特殊詐欺発生状況

< 令和6年4月末現在 >

※令和6年4月末暫定値

発生件数 22 件  
被害金額 約 4 6 0 0 万円

## < 発生場所一覧 >

下末吉6丁目	2件
栄町通3丁目	1件
生麦3丁目	1件
北寺尾2丁目	1件
佃野町	1件
岸谷1丁目	1件
下野谷町2丁目	1件
鶴見中央4丁目	1件
汐入町1丁目	1件
鶴見2丁目	1件
潮田町2丁目	1件
下野谷町4丁目	1件
梶山2丁目	1件
平安町1丁目	1件
馬場4丁目	1件
★駒岡3丁目	1件
★梶山1丁目	1件
★矢向3丁目	1件
★平安町2丁目	1件
★生麦4丁目	1件
★駒岡1丁目	1件

★印は4月認知

## < 4月認知状況 >

	【発生場所】	【手口】	【件数】
1	駒岡3丁目	預貯金詐欺	1件
2	梶山1丁目	預貯金詐欺	1件
3	矢向3丁目	預貯金詐欺	1件
4	平安町2丁目	還付金詐欺	1件
5	生麦4丁目	オレオレ詐欺	1件
6	駒岡1丁目	オレオレ詐欺	1件

「アプリの未払いがある」等と騙し、電子マネーやコンビニエンスストアのマルチコピー機を使用してお金を支払わせる詐欺に注意！！



電話で「お金、キャッシュカード、ATM」はサギ！



# 交通事故発生状況

令和6年5月  
鶴見警察署 交通課

4月末概数

## ①管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
6年	181	0	13	189	202
5年	199	1	8	221	229
増減数	-18	-1	+5	-32	-27

## ②県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
6年	6715	32	7786
5年	7012	35	8271
増減数	-297	-3	-485

## ③管内発生状況 (1月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
6年	41	0	3	46	49
5年	43	0	0	54	54
増減数	-2	±0	+3	-8	-5

鶴見区は自転車の関係している事故の多い所です。

自転車も乗れば車の仲間です！交通ルールを守って、事故を起こさない、事故に遭わないようにしましょう。

以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

## ④路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
6年	16	17	0	15	7	8	15	99	4
5年	18	14	0	8	10	7	11	123	8

## ⑤曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
6年	15	31	19	21	32	36	27
5年	18	26	32	34	31	38	20



自転車事故多発中！  
ヘルメットを着用しましょう。

## ⑥時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
6年	3	1	7	12	21	21	19	20	29	30	14	4
5年	5	2	7	23	29	25	23	25	29	18	9	4

## ⑦町名別 (区内多発順)

	駒岡	鶴見中央	下末吉	生麦
6年	23	18	14	13
5年	12	27	17	16

※当月累計の多発順を元に掲載していません。常に発生が多い地区ではありません。



鶴見警察署  
マスコット  
キャラクター  
かける&まい

## ⑧事故類型別

	車両単独	車両同士					人対車両		列車
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
6年	7	2	41	15	35	49	25	7	0
5年	11	5	27	47	38	23	28	19	1

## ⑨関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
6年	11	57	55	54
5年	18	54	55	70

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを着用することは大変重要です。  
自転車乗車時はヘルメットをかぶりましょう！